

訴訟の提起について（水道局関係）

次のとおり損害賠償請求訴訟を提起する。

当事者及び事件名	事件概要
1 原告 大阪市 被告 本町化学工業株式 会社ほか4名 2 大阪地方裁判所 損害賠償請求事件	平成26年9月19日から平成28年9月9日までの間に本市が締結した5件の粒状活性炭の買入契約（以下「本件各契約」という。）について、令和元年11月22日付けの公正取引委員会の排除措置命令及び課徴金納付命令において、被告らが本件各契約に係る各一般競争入札に関し私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第3条に違反する行為を行ったとされたため、被告らに対し、本件各契約における現実の契約価格と被告らによる上記違反行為がなければ形成されたであろう価格との差額の損害金42,194,763円に弁護士費用相当額を加えた金46,414,239円及びこれに対する遅延損害金の支払を求めるものである。

令和4年9月13日提出

大阪市長 松井一郎

説明

損害賠償請求訴訟を提起するため、この案を提出する次第である。